

仙台市設計単価策定要領

(令和3年3月31日 都市整備局長決裁)

1. 目的

この要領は、仙台市（公営企業を除く。）が発注する工事、及び設計、測量、地質調査その他の工事に関連して行う業務並びに道路、公園等の清掃（除融雪、除草、伐採、剪定を含む。）業務委託の設計単価の策定について必要な事項を定め、予定価格を適正に算定することを目的とする。

2. 用語の定義

この要領で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

仙台市単価：仙台市が仙台市設計基準策定委員会（以下、「委員会」という。）での審議を経て、策定又は改定する単価をいう。策定は、原則毎年4月で、市内同一単価とする。

積算基準：仙台市が委員会での審議を経て決定する基準書等をいう。

設計単価：予定価格の積算に用いる資材及び工種等（以下、「資材等」という。）の単位当たりの価格及び歩掛をいう。

物価資料：次表に定める刊行物をいう。

刊行物名	刊行頻度	刊行元
建設物価（web建設物価含む）	月刊	一般財団法人 建設物価調査会
土木コスト情報（デジタル土木コスト情報含む）	季刊	
建築コスト情報	季刊	
積算資料（積算資料電子版含む）	月刊	一般財団法人 経済調査会
土木施工単価（週休2日補正単価に関するHP含む）	季刊	
建築施工単価	季刊	

国の通知等：国土交通省から発出された通知や記者発表資料をいう。

特別調査：積算基準、国の通知等及び物価資料によらない資材等の実勢価格を適切に把握するために行う調査をいう。

実勢価格：資材等が市場において取引される価格をいう。

標準資材：積算基準、仙台市建設局が所管する道路構造物標準設計図集及び仙台市下水道施設構造等標準図等に掲載されている資材をいう。

主要資材：以下に定める資材をいう。

- ・レディミクストコンクリート
- ・アスファルト混合物
- ・骨材、碎石類
- ・異形棒鋼
- ・鋼材類（中厚板、形鋼類、鋼管、矢板）
- ・燃料類（A重油、ガソリン、軽油）
- ・スクラップ（鉄くず）

3. 仙台市単価の構成及び公表方法

仙台市単価の構成及び公表方法は、次表のとおりとする。

種別1	種別2	内容	公表方法	
			外部公表*	内部公表
仙台市単価	労務費等単価 及び 資材等単価	A 直接人件費及び賃金	市政情報センター、本市 HP 府内 LAN 技術管理室のキャビネット	
		B 材料単価及び損料		
		C 測量成果品検定料		
		D 地質調査市場単価		
		E 地質調査		
		F 環境計量測定分析費		
		G 労務単価		
		H 資材単価(標準資材単価含む)		
		I 土木工事市場単価		
		J 土木工事標準単価		
		K 営繕工事市場単価		
		L 営繕工事標準単価		
		M 貨料		
積算基準書単価	P 土木工事積算基準書 I ~ IV掲載単価	市政情報センター (一部非公表あり)	各課に配布済み	
	Q 建設機械等損料			
複合単価	R 複合単価	非公表	府内 LAN 技術管理室のキャビネット	

*物価資料を基に仙台市単価を作成したものについては、著作権等により公表できません。

4. 設計単価の種別及び構成

設計単価の種別及び構成と土木工事、營繕工事、委託等で使用可能な単価は、次表のとおりとする。

種別1	種別2	種別3	種別4	内容	説明	土木工事	營繕工事	委託等
仙台市 単価	積算基準 単価				委員会での審議を経て、仙台市が策定又は改定する単価。策定は原則毎年4月で、市内同一単価とする。 積算基準に掲載されている単価。	—	—	—
			P 土木工事積算基準書 I、II、IV掲載単価			○	—	△*
			P 土木工事積算基準書 III掲載単価			—	—	○
			Q 建設機械等損料			○	○	○
労務費等 単価					国の通知等に基づき策定又は改定する単価。	—	—	—
			G 労務単価			○	○	△*
			A 直接人件費及び賃金			—	—	○
			B 材料単価及び損料			—	—	○
資材等単価	物価資料 単価	物価資料 資材単価			技術管理室が実施する調査に基づき策定又は改定する単価。	—	—	—
					物価資料（月刊）の掲載価格における調査に基づき策定又は改定する単価。	—	—	—
			C 測量成果品検定料			—	—	○
			E 地質調査			—	—	○
			F 環境計量測定分析費			—	—	○
			H 資材単価			○	○	○
			M 貨料			○	○	○
	物価資料 市場単価				物価資料（季刊）の掲載価格における調査に基づき策定又は改定する単価。	—	—	—
			D 地質調査市場単価			—	—	○
			I 土木工事市場単価			○	—	—
			J 土木工事標準単価			○	—	—
			K 営繕工事市場単価			—	○	—
			L 営繕工事標準単価			—	○	—
	特別調査 単価				物価資料に掲載がない資材等の価格における調査に基づき策定又は改定する単価。	—	—	—
			H 標準資材単価			○	○	○
			O 建設副産物処理費			○	○	○
			N その他の単価（各工事用の特別調査単価）		上記の他、技術管理室が策定することが必要と認める資材等の単価。	○	○	○
	複合単価		R 複合単価		歩掛に、資材等の単価を乗じて策定又は改定する単価。	—	○	—
各課単価					各課にて策定又は改定する単価。	—	—	—
	物価資料 各課単価				物価資料（月刊）の掲載価格に基づき策定又は改定する単価。	○	○	○
	見積単価				製造業者又は専門工事業者等の見積価格に基づき策定又は改定する単価。	○	○	○

※△は、土木工事積算基準書I、II、IVにより積算するもの等に限る。

5. 仙台市単価の策定及び改定の方法

5.1 積算基準単価

積算基準のとおりとする。

5.2 労務費等単価

国の通知等に記載の単価とする。

5.3 資材等単価

5.3.1 物価資料単価

資材単価については、「建設物価」及び「積算資料」の、作成当月号に掲載されている単位量当たりの価格より、次表のとおり作成する。

		建設物価			
		仙台	東北	全国	掲載なし
積算資料	仙台	両誌の平均値	積算資料	積算資料	積算資料
	東北	建設物価	両誌の平均値	積算資料	積算資料
	全国	建設物価	建設物価	両誌の平均値	積算資料
	掲載なし	建設物価	建設物価	建設物価	—

市場単価及び標準単価については、「土木コスト情報」、「土木施工単価」、「建築コスト情報」及び「建築施工単価」の、作成当月号に掲載されている単位量当たりの価格（製造業者及び専門工事業者等の公表価格を除く。）より、次表のとおり作成する。

		土木コスト情報	
		宮城	掲載なし
土木施工単価	宮城	両誌の平均値	土木施工単価
	掲載なし	土木コスト情報	—

		建築コスト情報			
		仙台	東北	全国	掲載なし
建築施工単価	仙台	両誌の平均値	建築施工単価	建築施工単価	建築施工単価
	東北	建築コスト情報	両誌の平均値	建築施工単価	建築施工単価
	全国	建築コスト情報	建築コスト情報	両誌の平均値	建築施工単価
	掲載なし	建築コスト情報	建築コスト情報	建築コスト情報	—

5.3.2 特別調査単価

5.1 から 5.3.1 までの規定によらない以下の単価については、物価調査機関に特定の品目を指定して市場価格を調査させる特別調査の結果に基づき作成する。

- ・標準資材の単価
- ・建設副産物処理費
- ・大型ゴム支承（H14 道路橋示方書で規定されるタイプ B 相当）
- ・プレキャスト PC 枠
- ・シールド工法におけるセグメント

- ・1工事の調達価格（材料単価×使用数量）が500万円以上（同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で判断するものとする。）と想定される資材等の単価
- ・上記のほか、技術管理室工事管理担当課長が必要と認める資材等の単価

5.4 複合単価

積算基準で定める歩掛に、5.1から5.3.2を基に作成した単価等を乗じて作成する。

6. 資材等単価の端数処理方法

次表のとおりとする。

単価種別	端数処理方法	端数処理の例 端数処理前 → 端数処理後
生コンクリート (m ³ 当たり)	10円未満切捨て	11, 111円 → 11, 110円
アスファルト合材 (t当たり) 骨材類 (m ³ 当たり)	50円未満切捨て	11, 111円 → 11, 100円 11, 777円 → 11, 750円
鋼材・丸鋼 (t当たり)	500円未満切捨て	11, 111円 → 11, 000円 11, 777円 → 11, 500円
PCより線・PC鋼棒 (kg当たり) 燃料 (1当たり)	0.1円未満切捨て	11. 11円 → 11. 10円
上記以外の資材等単価	うち、1円未満のもの	0.01円未満切捨て 0.111円 → 0.110円
	うち、1,000円未満のもの	1円未満切捨て 111.1円 → 111.0円
	うち、1,000円以上 10,000円未満のもの	10円未満切捨て 1, 111円 → 1, 110円
	うち、10,000円以上のもの	100円未満切捨て 11, 111円 → 11, 100円

7. 資材等単価の改定の時期及び条件

7.1 物価資料単価

次表のとおりとする。

対象単価	改定対象月	改定条件
物価資料資材単価	主要資材の単価	各月 変動があった場合
	主要資材以外の資材単価	各月 (10月を除く。) ±10%以上変動があった場合
		10月 ±5%以上変動があった場合
物価資料市場単価	7月及び1月	±10%以上変動があった場合
	10月	±5%以上変動があった場合

7.2 特別調査単価

標準資材単価及び建設副産物処理費について、10月時点で変動があった場合は改定を行う。

7.3 複合単価

各月で変動があった場合は改定を行う。

8. 資材等単価への追加方法

8.1 物価資料単価

前年に技術管理室より、関係課あてに照会を行う。

8.2 特別調査単価

8.2.1 標準資材単価

8.1に準じる。

8.2.2 その他の単価（各工事用の特別調査単価）

工事発注担当課長は、各工事用の特別調査が必要な資材等がある場合には別添の「特別調査依頼に関する注意事項」を確認のうえ、毎月20日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに技術管理室工事管理担当課長へ依頼（様式1及び様式2）するものとする。

なお、緊急を要する等、特別な事情による場合は、各課にて特別調査を行うことができるものとする。各課において特別調査を行った場合は、調査結果を技術管理室へ報告（様式3及び様式4）するものとする。

9. 各課単価

各課単価については、次の方法により単価を作成すること。なお、その手順は、図1による。併せて、仙台市設計単価策定要領に関する運用（土木工事編）又は、仙台市設計単価策定要領に関する運用（營繕工事編）で定める事項を遵守すること。

9.1 物価資料各課単価

仙台市単価として単価が策定されていない資材で、物価資料に掲載されている場合は、5.3.1及び6.に準じて作成する。

9.2 見積単価

物価資料に掲載されていない単価については、3者以上の製造業者または専門工事業者等から同一条件で徴収した見積りに提示された価格に基づき作成した単価を設計単価とすることができる。徴収した各見積に提示された価格の平均値から30%以上の乖離する見積りを排除した結果、有効な見積りが3者未満である場合は、再度追加の見積りを行うこと。ただし、製造業者及び専門工事業者等が3者に満たない場合はこの限りでない。

附 則（令和3年3月31日）

（実施時期）

1 この要領は令和3年4月1日から実施する。

（土木工事等設計単価策定要領及び營繕工事設計単価策定要領の廃止）

2 土木工事等設計単価策定要領及び營繕工事設計単価策定要領は廃止する。

附 則（令和3年9月27日）

この改正は令和3年10月1日から実施する。

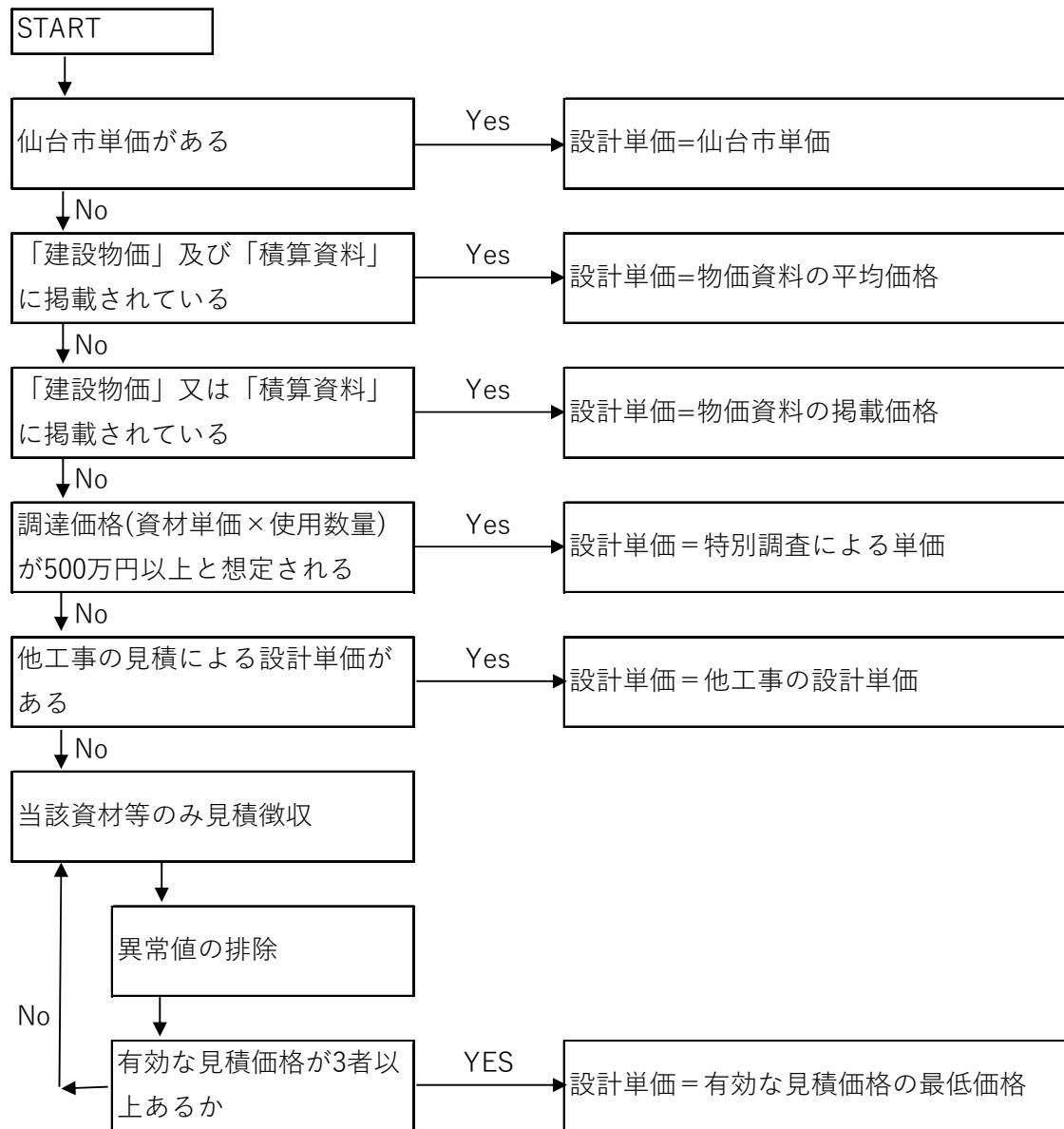


図1 設計単価の作成フロー

各工事用の特別調査依頼に関する注意事項

(8. 2. 2 補足事項)

1. 各工事用特別調査対象外の資材

- (1)芸術性の評価が前提となるような特殊な意匠・デザイン・装飾・景観対応の設計による個別製作品に係る資材。(例: オブジェのような芸術品・工芸品)
- (2)特定工事の指定図面の仕様に基づく加工品・制作物で、複数資材を拾い出し数量計算が必要な資材(数量計算書がある場合は可)。
- (3)損料に関する調査。
- (4)生産終了などの市場流通がなく、実態の捕捉が困難な資材。
- (5)調査時期を過去に遡及する形での調査。
- (6)歩掛に関する調査。
- (7)工事費並びに材工一式の積み上げ積算に関する調査。
- (8)警察・消防といった特別な公的機関が購入する物品(仕様が準拠するものも含む) 全般など一般的な市場取引実例が想定され難い資材・機器類。
- (9)技術開発費(独自にプログラミング作成されたソフトウェア開発含む)及びパテント費用等が係る資材。

※調査可能資材か判断出来かねる場合は、技術管理室へ相談願います。

2. 留意事項

- (1)依頼内容の正確な把握及び速やかな調査実施を図るため、当該資材に関する情報(規格・図面・仕様・メーカー等)は可能な限り提出すること。
- (2)調査開始から結果報告までの期間は、原則1~2ヶ月程度とする。ただし、以下の期間については、時間を要する。
 - ①ゴールデンウィーク、お盆、年末年始、調査先が休暇となる期間
 - ②公共事業労務費調査実施期間
 - ③特別調査の実施が集中する期間

(様式1)

文 書 番 号

年 月 日

あて先

都市整備局技術管理室工事管理担当課長

局(区) 部 課・公所長

各工事用特別調査の実施について(依頼)

このことについて、仙台市設計単価策定要領に基づき、別添「様式1」の資材について各工事用特別調査の実施を依頼します。

担当: 課 係

○○ ○○(内線)

(様式2)

※特別調査に使用した資材名及び規格については、どの調査結果を使用したか入札参加者が確認できるよう、原則として設計書にそのまま記載願います。また、依頼する際には、Web積算システム上使用できるか事前に確認願います。

(様式3)

文 書 番 号

年 月 日

あて先

都市整備局技術管理室工事管理担当課長

局(区) 部 課・公所長

各工事用特別調査の結果について(報告)

このことについて、仙台市設計単価策定要領に基づき、別添「様式4」の資材について各工事用特別調査の結果を報告します。

担当: 課 係

○○ ○○(内線)

